

起因物、事故の型：その他の金属加工用機械 - 切れ・こすれの死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	15～16	構内でステンレスを高速切断機で切断作業をしている時に、左手が滑り、左手人差し指が高速切断機の刃に接触し、左手人差し指第一関節付近に切り傷を負った。作業せずに通院したが、指のしびれが残り、神経に損傷が生じた。	30	80109	1～9
1	9～10	マンションの外構フェンス修繕工事で、マンション敷地内駐車場において、被災者が一人で工事で使用するアルミL型アンクル材（長さ1.5M）を高速カッターで部材固定具を使用せずに切断中、部材が跳ね上がり、その拍子に誤って左手人差し指第一関節を切断してしまった。	33	30209	—
1	8～9	本社工場1FSUS材加工エリアで、製造課架台班専任班長は、架台製作用SUSアンクルL5×50×50、長さ200mmをハンドソーマシン（LT=630）で切断作業を一人で行っていた。鋸刃の降下を一定の高さで止める為、鋸刃の回転を停止せず、自作ストッパーをハンドソーマシンの鋸フレームの鋸刃カバーの下に、皮手袋を装着した左手で設置しようとした所、鋸刃に左手皮手袋が巻き込まれ親指以外の指四本を切断してしまった。原因は、機械を停止せずに作業を実地したことにより、機械には「回転中鋸刃に触れない事」の危険ラベルで注意を促し、導入時にも指導員から説明もあった。なお、皮手袋はしていた。	66	11301	50～99
1	15～	本社、1階製品加工場で、昇降盤を使用して塩ビ板5mm、製品（600mm×370mm）残板（600mm×630mm）を切断した後、製品を移動させようとした時に誤って、左手の人差し指、及び小指を負傷した。当時、職長と負傷者の2名で作業していた。板を移動させる時の不安全行動	26	11709	10～

	16	として、切断刃（回転体）完全停止前に行動したこと、板を持ち上げ時に滑って手が刃へ向いたこと、回転体を直視せずよそ見をして停止確認を怠ったこと、慣れによりKYを怠ったことが考えられる。			29
2	2~3	当社の工場内で機械を使用し鉄パイプの切断を行っていた。鉄クズが発生したため取り除こうと掴み引っ張った際、右手人差し指の付け根を切創した。	41	11209	~ 49
2	2~3	作業現場で機械を使用し鉄パイプの切断を行っていた。鉄クズが発生したため取り除こうと掴み引っ張った際、右手人差し指の付け根を切創した。	41	170101	~ 29
2	17~18	弊社北工場で材料切断時に左手指3本を切断してしまった。本人は手を滑らせてしまったと言っている。	49	11209	~ 99
2	20~21	派遣先工場内で鑄造作業中にコンタマシンにて製品押湯を切断する際に、誤って指が滑り左手親指がコンタマシンの刃に当たり負傷したものである。	31	170101	~ 29
2	20~21	工場内にて鑄造作業中にコンタマシンにて製品押湯を切断する際に、誤って指が滑り左手親指がコンタマシンの刃に当たり負傷したものである。	31	11502	~ 99
2	16~17	配管工事の作業中に配管用パイプをバンドソーで切断し、そのバンドソーを作業場所から取り出そうとした際、途中でバンドソーがつかえてしまいそのはずみで誤ってスイッチが入ってしまい、バンドソーの刃の部分が左手中指に当たり怪我をした。	27	30203	—
2	15~16	柵の補修作業中、ボルト切断をしている時、サンダーが柵と跳ね返り刃が当たり左あごから首にかけて切傷を負ったものである。	41	120109	1~ 9
2	14~15	工場（仕上工程）内で、切削機械の注油部ノズルの先端を触って、油缶を調整しようとし、手袋をした左手を近づけた時、回転していたカッターで左手人左飛指を負傷した。	46	11403	~ 49

3	13~14	タイマー盤設置工事の準備を作業場内にて行う際、タイマー盤支持金物を電動丸鋸にチップソー刃を装着し、左手に支持金物、右手に丸鋸を持ち左手を左腿に固定し切断作業中、丸鋸刃が支持金物に噛み、その反動で丸鋸が急激に移動し、左大腿を負傷した。	74	30301	1~ 9
3	19~20	高速カッター機で、薄く長尺物の材料の一部を切断加工する為、前後2名で背中合わせになり、被災者は前方で作業していた。機械の横に材料を押さえる為の角材が置かれていたが、使用せず作業を開始した。材料の端面を押さえながら切断開始位置の確認をしようとしたところ、回転している刃に触れてしまい、すぐ手を離したが怪我となった。	48	11502	10 ~ 29
3	13~14	本社北側の金属加工作業場において、自動太物曲げ機でD19Φの片アンカを曲げる作業中、鉄筋（長さ約3m、直径19mm）を機械に設置し、また自分の右手を鉄扉から離さないうちに左手で機械の鉄筋を曲げるスイッチを押してしまったため、右手環指先端部を挟み、右環指先端裂傷を負った。	22	11209	1~ 9
3	14~15	鉄板をサンダーで切断しようとしたところ、サンダーが跳ねて左足に当たった。	19	11501	1~ 9
3	12~13	折れたミキサーの螺旋の修復作業にて、グラインダーを使用し螺旋を切断している際、螺旋の切れ目にグラインダーが引っ掛かり弾かれた。グラインダーが勢いよく左手に向かってきたため中指から小指のあたりを負傷した。	39	10109	100 ~ 299
4	16~ 17	作業中、ピアノ線を切断時、手がすべりサンダーにふれ（左手の甲）負傷した。	44	10909	1~ 9
4	14~ 15	事務所アルミ工場にて、アルミ電線を切断中、皮手袋が挟まり、右中指・環指・小指を切断した。	58	11109	50 ~ 99
4	11~ 12	工場構内にて電動高速カッターにてPCW鋼線を切断中、右手親指の付け根がカッターの刃に触れて負傷した。	55	11001	10 ~ 29

4	11~ 12	工場内において、品物に空いている穴（左右2カ所）にリユーターという先端がドリルのようにになっている機械をあて、面取り作業を行っていた。 （機械を正面に置いて行う、立ち作業）左側に商品を渡す職員がおり、正面で作業を行い、右側に設置してあるパレットへ品物を流すという流れで行う。右側のパレットへ品物を置いて、体を正面に戻す際によそ見をしたまま戻った為、正面にある機械の位置を確認できず手が機械に接触しケガをした。	66	11203	30 ~ 49
4	13~ 14	鉄鋼試験片切断場で高速切断機の刃を取り換える作業中、電源を切り忘れたため作業途中で刃が回転し、刃を支えていた被災者の左手を切った。	25	170209	100 ~ 299
4	11~ 12	当社5号工場にてロウ付した銅管の溶接具合を確認する為、銅管を切開しようとバンドソーを工場壁際の地面に置き、銅管をプライヤーで挟み体重を掛けながらバンドソーの刃に押し当てて切開していた時、切り終える直前に力加減を誤りプライヤーを支えていた左手が滑り、バンドソーの刃に接触し、左拇指と左示指の間を切創した。	46	11301	50 ~ 99
4	17~ 18	切断丸鋸3号機で通常作業の鋼材ノコ切断を行っていた際に、被災者は現場責任者でもある為生産に追われていた丸鋸作業に入った。現行の切断アイテムが終了したので、作業標準通りの処理を実施し次工程の段取りを行う為、左右の安全扉を開け、鋸刃のチェック・バイスストローク調整等一連の作業を終えた。次工程を開始する為に、メイン電源を入れ鋸刃をスタートしたが、作業標準書に基づく、主バイパス送り装置の切粉除去清掃を行う事にしたが、メイン電源は入ったままで鋸刃は回転した状態であった。また清掃は設備の左右の扉を開けて行う際に、鋸刃に巻き込まれ右手を負傷した。	44	11502	100 ~ 299
5	10~ 11	事業所内にて、小型のカッターで部品を指定寸法にカットするため、機械の作業目盛を調整していたところ、カッターの刃が回転している状態に気付かず、左手小指が触れてしまった。	61	11409	1~ 9
					50

5	10~ 11	アルミサッシ工場で、傾斜盤を使い形材を加工中、作業方法を誤り左指を回転中の刃で切ってしまった。	44	11209	~ 99
6	10~ 11	ガレージのシャッターを安全カバーをつけたベビーサンダーで切断し解体中、ベビーサンダーの刃が挟まり、引き抜こうとしたところ勢い余って跳ね返り、顔面に直撃した。その後、刃が左肩部分の洋服に絡まりようやく回転が止まった。	56	30209	1~ 9
6	18~ 19	製造現場内にて、ボディの下回りに入り両手でマーキング作業を行っていた作業者と、同時に、上部から電動ドリルで穴あけをしていた作業者がいた。双方の状況確認不足により、上部作業者が電動ドリルで穴あけした際に、下回り作業をしていた被災者の左手があり、中指が電動ドリル先端に触れ、負傷したものである。	21	11502	50 ~ 99
6	18~ 19	製造現場内にて、ボディの下回りに入り両手でマーキング作業を行っていた作業者と、同時に、上部から電動ドリルで穴あけをしていた作業者がいた。双方の状況確認不足により、上部作業者が電動ドリルで穴あけをした際に、下回りにいた被災者の左手があり、中指が電動ドリル先端に触れ、負傷した。	21	170101	100 ~ 299
6	13~ 14	工場内にて、チューブカット機を使用してチューブを切断している時、チューブが機械出口で詰まり、機械を止めずに詰まったチューブを除去しようとした際、右手親指・人差指の指先を切断した。	43	11403	30 ~ 49
7	11~12	被災者は丹入（たんにゅう）という金属部品の解体作業中、サンダーを用いてネジを外そうとした時に、誤って手を滑らせ傷病部位に当たり、負傷に至る。	70	11209	10 ~ 29
7	10~11	当社工場でスクリーケーシングのグラインダーがけをしている時、横40cmの両端に2cmの突起物があり、その突起物にグラインダーの歯が当たり、はじいた時、グラインダーの歯が右膝に当たって切ってしまった。	24	11209	1~ 9
		4階デッキスラブ上で床スリーブ取付を行う作業において、デッキプレートの波型に合わせてボイド管を床に置き、ベビーサンダーを使用して加工			10

7	10～ 11	していた際、デッキ床面がぬれていたこともあり、押さえていた左手のスリーブがすべり、サンダーの刃が左手人差し指に当たり、切創した。（原因）短いボイド管を手に持ち、サンダーを使用してボイド管を加工したこと。波型のデッキプレート上という不安定な場所で作業を行ったこと。	42	30201	～ 29
7	16～ 17	自社作業場にて、サンダー工具を直径50mmのビニール管を使い点検操作時、刃が引っ掛かりはねた際、左手首に当たり切傷したものである。	66	30201	—
7	15～ 16	パイプ切断中、パイプ内側に入れた潰れ防止のつい立を直そうとし、切断中のパイプの中に手を入れ、右手第2指および第3指を切断した。パイプ潰れ防止用の角材を直接手で取り扱ったため事故が生じた。取扱用治具を使用すれば事故は防げたと思われる。	69	11209	10 ～ 29
9	16～ 17	工場内の材料切断作業場で切断機による切断作業をしている時に丸鋸の刃が可動する、切断機で材料を切らない時は刃を格納するところ、刃の自重で格納位置まで戻らず、少し刃が材料をセットするテーブルに出ている状態だった。作業者は、その状態に気が付かず次の材料を両手で持ってテーブルに置こうとして、回転した刃に右手中指を接触させた。	54	11203	10 ～ 29
10	14～ 15	木造住宅改築工事の現場に於いて、浴室ユニットバス解体作業中に、鉄部分を電動サンダーで切断中、サンダーが鉄部に挟まった反動で切断砥石が左足に接触して受傷した。	67	30202	1～ 9
10	10～ 11	当社の東工場において、プラスチック材料を面取り機にてR面取り加工をしていた。手に材料をもって滑らせて押している作業で、気が付かず材料といっしょに刃物の所へ指が接触して負傷した。	42	10805	30 ～ 49
10	15～ 16	木型場で昇降盤で作業中、アルミ材（10m/m）を切断中に切粉を取ろうとして右手の人差し指、薬指、小指がノコに当たった。	70	11301	10 ～ 29
10	9～ 10	工場において、ノコ盤にて製品を切断中、誤って左手の五指を切断した。	45	11301	10 ～ 29

10	12～ 13	配筋及び型枠の基礎工事において、スリーブ施工中、ボイド管切断のためサンダーを使用していたところ、右手に持ったサンダーがはじかれた拍子に左手に当たり、中指第一関節より先と人差し指を開放骨折した。	22	30201	1～ 9
10	10～ 11	当社工場内で切断機械（アリゲーター）を使い、銅線のカバーを?ぎ取りやすいように、同じ長さにカットする作業中、銅線のかたまりの中から1本ずつ引き出そうとして、強く引っ張りすぎて体がよろけ、後ろにあった切断機械に手がさわり、右手中指の先1.5センチ位を切断したもの。本人が切断機のスイッチを切り忘れて作業し、後ろによろけた時に切断機の刃が作動している所に右手がさわり怪我をしたもの。	58	80109	30 ～ 49
10	16～ 17	（産廃の事業の一環）高速カッターで塩ビ管（ビニール製・直径5cm）を1m位にカット作業中、左後ろに置いてある、カットしていない塩ビ管を取ろうと左後ろの方に体を傾けた時、カッターの刃に右膝が当たり負傷。手動（ハンドルの下にON、OFFのスイッチがあり押すとON（稼働）、放すとOFF）のスイッチから手を放したが回転は直ぐには止まらないため、止まりかけの回転中の刃に当たる。	39	150102	1～ 9
11	11～ 12	個人宅電気工事において、使用する換気扇のダクトを作業場で切っていたところ、誤って手を滑らせ右手親指を負傷した。	73	30301	1～ 9
11	11～ 12	作業場土場にて、パートナーカッターで直径150mmの水道管をカットする作業中、手元が滑り、反動で刃が顔面右側に直撃し、負傷したもの。	53	30199	10 ～ 29
11	10～ 11	加工場内で、花束のすそを切花切断機で切る作業をしていた時、切花切断機の安全装置が故障で取り外されており、ライン作業中で焦り指定位置より手を深く入れてしまい、右手小指第一関節を切断する事となった。	56	80109	100 ～ 299
11	16～ 17	ビニールハウスを暖める為、薪ボイラー（お湯を沸かしてビニールハウスを暖めるボイラー）に薪をくべていたところ薪ボイラーの扉（かなり高温だった）（縦約80cm、横約1m）に誤って左足が当たってしまい火傷した。	44	30209	1～ 9
		倉庫内で、バンドソーでLアングルを切断している時に、添え手の右手に			

11	10~ 11	付けていた手袋の編み目が刃に引っ掛かり、そのまま巻き込まれ、右手人差し指の爪部分を切断した。	42	30309	1~ 9
12	10~11	作業場において、架線金物部品（30×20×6mm）をボール盤でタップ切り作業中、テーブルに固定したレールに架線金物部品を送り込んでいた所、押しすぎて手が滑り、ドリル刃に左手中指が触れ負傷した。	47	11203	10 ~ 29
12	15~16	資材置場にて、土場に電動カッター（鋸径30cm）を設置して、廃棄処分する給湯器の部品である鉄パイプ（径2.5cm）をしゃがんだ姿勢で適当な長さに切断中、右手中指が、回転中のカッターの刃に触れて、第二関節部を切創した。	42	80201	1~ 9
12	13~14	本社工場内において、L字鋼（長さ1m、高さ10cm、幅10cm）を切断する作業をしていた際、バンドソーに固定していた部材が設置した位置よりずれたため、手で修正しようとしたときにバンドソーの刃と指が接触し、受傷した。	31	11209	30 ~ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html